

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	特別法人税の撤廃		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （222,400 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 主要国においては、企業年金の運用時には非課税が原則である。勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金等の積立金に適用される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		主要国においては、企業年金の運用時には非課税が原則である。勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃する必要がある。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	平成 11 年度要望、以降も数次にわたり要望。 なお、平成 11 年度改正により特別法人税の課税が凍結（2 年間）。以降の改正により凍結期間は 4 回延長され、平成 11 年度から課税凍結中（平成 23 年 3 月末まで）。	